

令和3年2月5日（金）

【照会先】

愛知労働局職業安定部職業対策課

課長 神野 智恵子

課長補佐（高齢・障害担当） 小林 真人

ダイヤル 052-219-5507

報道関係者 各位

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主認定制度愛知県第2号企業決定！！

～ひとりひとりの特性を活かし、誰もが働きやすい職場を目指す～

「障害者雇用に関する優良な取り組みを行う中小事業主認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどが優良な中小企業を認定する制度です。

この障害者雇用優良中小事業主認定制度の、愛知県における認定企業に「社会福祉法人フラワー園（名古屋市中川区）」が決定しました（愛知県で2番目、医療・福祉分野では初の認定）。

愛知県の民間企業における障害者雇用率（令和2年6月1日）は2.08%（全国平均2.15%、47都道府県中44位）で、未達成企業3,380社のうち中小企業は2,855社となっており、中小企業の雇用の促進が重要な課題となっています。

特に、医療・福祉分野での企業の達成割合は全国平均に比べて愛知県は低いことから当該法人の取り組みについて障害者雇用の身近なロールモデルとして、広く知っていただくことで医療・福祉分野での障害者の雇用促進につなげたいと考えます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることは、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながり、人手不足解消にも期待できます。

つきましては、下記の日程で障害者雇用優良中小企業認定制度企業に対する授与式を執り行います。

記

1 日時：令和3年2月19日（金）午後3時30分～4時30分

2 場所等：愛知労働局 伏見庁舎 12階会議室

愛知労働局職業安定部長（里中 秀文）より認定書を授与。

（名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル12階）

※ 授与式当日の取材を希望される場合は、必ず照会先あてに事前連絡をお願いいたします。



企業と障害者が、共に明るく未来や社会の実現に向けて **ともにすすむ** という思いをこめて、愛称を「**もにす**」と名付けました。

「ひとりひとりの特性を活かし、誰もが働きやすい職場を目指す」

社会福祉法人 フラワー園

本社所在地：愛知県名古屋市中川区尾頭橋 4-10-18	設 立：平成3年9月1日
代 表 者：河津 恵子 (理事長)	業 種：老人福祉・介護事業
会 社 概 要：名古屋市中川区において特別養護老人ホーム、ケアハウス、ショートステイ、デイサービス、居宅介護支援事業所等の8施設を運営	



雇用状況

法定雇用障害者の算定基礎となる労働者数 107.5人

実雇用率 4.65% (障害者雇用数 5.0人)

【申請にいたる経緯】

平成25年に法人から障害者雇用の必要性について方針が示されたが、障害者雇用についてのノウハウも乏しかったことからハローワークに相談しました。ハローワークより就労移行支援事業所の存在を紹介いただき、職場体験実習の提案を受けました。採用を現場担当者任せにせず、本部も一緒になって障害特性や能力に合わせた仕事の切出しとタイムスケジュールを検討し、知的障害者の採用に結びつきました。採用当初は、就労移行支援事業所の方が1か月近く密着して支援についてくださったこと、本人の仕事の丁寧さとやる気があったこと、本部も一緒になって定着を進めたことで、現場職員の理解を得ることもできました。

障害の有無に関わらず、苦手なことは他の職員が補い、出来ることや得意なことといった、ひとりひとりの長所を活かせるよう工夫しながら、すべての職員が働きやすい職場を目指すため努力しています。また高年齢者雇用にも積極的に取り組んでおり、第2の定年を85歳にするなど就業規則を見直し、現在82歳の方も活躍いただいています。この結果、障害者雇用優良中小事業主認定制度の基準を満たし、認定を受けることとなったものです。

【障害のある職員への対応】

- ・知的障害のある方については指導担当者を決め作業手順書を作成し、清掃作業（施設外・施設内）等、作業が終了するごとに報告を受け、作業状況の把握や本人の見守りを大切にしています。（作業の丁寧さで他の職員の評価も上がり、今では欠かせない中間の一人となっています。）
- ・精神障害のある方を介護職員として昨年5月より短時間雇用しています。現場責任者には業務上の支援を指示し、同僚の職員方には見守りをお願いし、本部でも面談を重ね職場定着を進めています。嬉しいことに本人から勤務時間の延長の申し出があり、希望に添えるよう調整を行いました。

※当該法人は、令和2年度「障害者雇用優良事業所」として愛知県知事表彰を受けています。